

東京都行政書士会足立支部

代議員選任要綱

(目的)

第1条 東京都行政書士会足立支部（以下「支部」という）細則第16条第1号に基づき、支部代議員の選任方法を定める。

(資格)

第2条 次の各号に定める者を代議員に選任することはできない。

- ① 選任予定支部総会の直前の3月31日において足立支部会員歴1年未満の者
- ② 東京会及び支部会費の未納がある者
- ③ 東京会及び足立支部から処分を受けたことがある者
- ④ 現に東京会の会長・副会長・理事の職にある者
- ⑤

(選任方法)

第3条 代議員は次の優先順位に基づき現に総会に出席した会員の中から選任する。

- ① 足立支部会員（会費完納者）9名の推薦を受けた者
 - ② 支部総会で立候補して投票により総会の承認を得た者
 - ③ 東京会会長、副会長、理事又は支部長の経験者であって、行政書士制度、東京都行政書士会又は足立支部の名誉を汚したことの無い者
 - ④ 足立支部役員の中から支部長が指名した者
 - ⑤ 前各号によっても定数に満たない場合には、支部長に一任する。
2. 前項の第1号又は第2号に掲げる被推薦者又は立候補予定者は、選任予定支部総会の直前の3月31日までに、別記様式により支部事務所に届出て資格審査を受けなければならない。
3. 第1項第1号の推薦者は、同一総会において、被推薦人となること及び2名以上の推薦をすることはできない。

(員数)

第4条 代議員の員数は東京都行政書士会会則第34条の定めによるものとする。

(任期)

第5条 支部総会の開催日から翌年の支部総会の前日までとする。

附則 第1条 この要綱は平成26年度時総会終了時より施行する。

第2条 平成26年度定時総会における代議員選出は、なお従前の例による。

(代議員選任要綱別記様式)

代議員立候補届

私は来る4月 日の東京都行政書士会足立支部総会において代議員に立候補いたします。

平成27年 月 日

立候補者氏名

職印

登録番号	足立支部入会日	会費納入	処分歴・兼職有無

推薦者（第3条第1項第2号による立候補者は以下は記載不要）

氏名（自署）	登録番号	職印

この届出は3月31日までに足立支部事務局（支部長事務所）に届くように送付して下さい。（消印有効）